

# マイクロデータ利用の利便性向上

# 方向性2 調査票情報等の提供形態の多層化（修正案）

## 【匿名データの提供形態の柔軟化】

元の案：教育関係者を始めとして広く一般の利用に供する匿名データは「攪乱的手法を用いたもの」とし、それ以外の匿名データは公益性等の審査を行い、学術目的による利用を可能とする（攪乱的手法を用いたものであっても、公益性等の審査を行って学術目的による利用を行うことを妨げない。）。

⇒ 現行の匿名データは調査票情報を加工することで作成されているが、調査票情報以外の情報も対象とすることを踏まえ、そのような匿名データの類似物も探索して確認。その結果、必要な匿名化の程度は加工の手法だけでなく、加工を行う前の情報の性質によることもあることが分かったため、加工の度合いや提供の方法・審査は提供者である各府省の判断によることとする（基幹統計調査の場合の加工方法は引き続き統計委員会でご審議いただく。）。

## 【他の情報法制における匿名データに相当する概念と合わせた情報管理規定への変更】

現行：「匿名データ」は統計法第2条第12項の定義では「一般の利用に供することを目的として」加工したものとされているが、調査票情報と同様の適正管理義務が課されている。

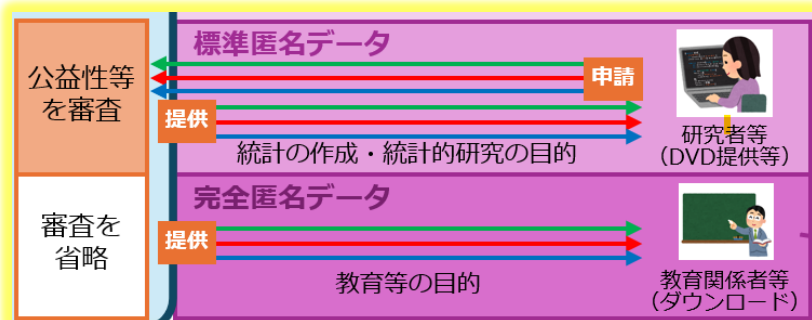
⇒ 平成19年の統計法制定時は、不安を招かないように入念的に適正管理義務を措置したが、その後、他の情報法制に類似概念ができたため、それ合わせて適正管理義務を緩和する。一方で、他と同様に識別禁止規定を措置する。

## 【学術研究だけでなく教育の充実に目的とした利用も明記してそれに対応する制度とする】

現行：学術研究の発展に資する場合のみが法律上例示され、作成した統計又は統計的研究の成果の公表義務がある。

⇒ 数理・データサイエンス・AI教育の普及を背景として、教育における利用を促進する。このため、作成した統計又は統計的研究の成果の公表の義務を外す。一方で、完全に自由な利用とはせずに最低限の申請は残す。

### 【従前のイメージ】



### 【新たなイメージ】

